

1 7年度第5回金沢市介護保険運営協議会議事録要旨

1. 会議の期日及び場所

- (1) 平成18年3月27日(月)
- (2) 市役所7階全員協議会室

2. 出席委員

23人

3. 議事事項

- (1) 地域包括支援センター専門部会及び地域密着型サービス専門部会の設置要綱について(資料1)

……………介護保険課から説明

(会長)

- ・地域包括支援センター事務取り扱いについて検討する部会についての名称を地域包括支援センター専門部会とし、地域密着型サービスについて検討する部会についての名称を地域包括支援センター専門部会とし、また、各専門部会の設置要綱について事務局の提案どおり承認してよいか。

(異議なし)

(会長)

- ・異議がないようなので原案どおり承認する。
今後は、各部会において、関連する事項について調査・検討し、本運営協議会に提案を兼ね報告していただくこととする。

- (2) 地域包括支援センター運営協議会について(資料2)

……………長寿福祉課から説明

(委員)

- ・新予防給付のケアマネジメント業務は、市外の事業所にも委託できるのか。

(事務局)

- ・当初は市内の事業所で考えていたが、実際は金沢市の被保険者でも、野々市町や白山市の居宅介護支援事業所に計画を依頼していることもあるので、近隣市町村の

事業所についても委託先にしたいと考えている。

(会長)

- ・他に質問がないようなので、地域包括支援センターについては説明のとおりとしてよいか。

(異議なし)

(会長)

- ・異議がないようなので、地域包括支援センターについては、原案のとおり取り扱うこととする。

(3) 地域密着型サービスについて

- ・サービス事業者の設置と報酬基準 など(資料3)

……………介護保険課から説明

(委員)

- ・地域密着型サービスの報酬等について、みなし指定のサービスについては国の基準に準ずるということですが、地域密着型サービスの目的を実現していくために、金沢で何ができるか議論しプランの中にも盛り込んできました。出発点は国基準ではありますが、この目的、またプランを実現するための方向をきちんと踏まえ、議論が整ってきたら報酬等についても、それに合わせて変えていくのであり、単に様子を見ながらではないということを確認したい。

(会長)

- ・ただいまのご指摘について、この運営協議会で確認し、地域密着型サービスについては説明のとおり実施してよいか。

(異議なし)

(4) 要介護認定調査に関する事務を指定市町村事務受託法人に委託することについて(資料4) ……………介護保険課から説明

(委員)

- ・今後、民間法人への委託は考えているのか。

(事務局)

- ・現状は民間への委託がほとんどであり、事業者による過度の掘り起こしを防ぐために、市町村がきちんと独自でやるべきであるというのが改正の趣旨であり、金沢市では保健師とこの事務受託法人で対応していきたいと考えている。保健師については本来の業務もあり、能力や他のサービス事業から独立した専属スタッフの配置などを考慮し福祉サービス公社で調査していただくことを予定している。民間事業者への委託は全く考えていない。

(委員)

- ・今回の改正で、現在の要介護1の方は要支援2または要介護1に分かれることになったが、市町村で調査することとなった新規申請の中には、これらも含まれるのか。

(事務局)

- ・現在、要介護1の方は更新申請がほとんどであり、新規申請は考えにくいと思う。要介護1の方の認定については、認定審査会の中で振り分けが可能となっている。

(委員)

- ・新たに申請する方が対象であり、現在の要介護1の方を洗い直すことはないということか。

(事務局)

- ・状態が変わったことによる変更申請については、調査の公正性を確保するためにも市で調査していく必要があると考えている。また更新申請についても、定期的に調査の見直しが必要であり、保健師や福祉サービス公社に調査をしていただくことになると考えている。

(委員)

- ・まず、今までの調査内容について説明した方がわかりやすいのではないか。

(事務局)

- ・認定審査会に掛ける資料を作るために認定調査を行うわけだが、今までは民間事業者のケアマネジャーの方をお願いしてきた。しかし、民間は経営もあり中立性や公正性が保ちにくいということから、調査は原則市町村で行うことになったが、市町村だけでは人員不足で委託も可能とされたものである。その委託先として中立性を担保できるところとされており、福祉サービス公社であれば、居宅事業と切り離して、中立性・公正性が保てると考えている。

(会長)

- ・人員確保は何人ぐらい必要か。

(事務局)

- ・現在も専属で1名委託しているが、事務受託法人として7名となる。

(委員)

- ・委託料は1件あたりいくらか。また、公社の中立性・公正性のチェックを市としてどのように考えているか。

(事務局)

- ・委託料は、専任のケアマネジャーの人件費と諸経費で考えている。また、中立性・公平性については更新の段階で保健師がチェックを行いたいと考えている。

(委員)

- ・患者さんの状態は日々変わるので、認定調査も何回か訪問すると聞いているが、調査はどのあたりまでされるのか。また、新規申請が月平均 300 件程度で、公社が 50 件、残り 250 件を市で行うのは難しいのではないか。

(事務局)

- ・最近特に問題なのは認知症による問題行動であり、日頃の状態を把握するために、できるだけ家族やケアマネジャーが同席している。また、今年度の新規申請の調査実績だが、月 100 件程度 (34.6%) を保健師と公社の専任調査員 1 名で行っている。

(委員)

- ・家族や今まで関わってきたケアマネジャーなどからきちんと聞き取りを行い、正確な情報の把握をお願いしたい。

(委員)

- ・地域包括支援センターに委託料は支払われるのか。

(事務局)

- ・3人の専門職員が配置されており、それに見合った委託料を人件費としてではなく、窓口相談業務やケアプラン作成業務、介護予防教室などの事業の委託料としてお支払いする。また、運営の公平性については、地域包括支援センター専門部会でチェックしていくことになる。

(委員)

- ・認定調査についてだが、更新申請はこれまでどおり居宅介護支援事業者へ委託するのか。また、新規申請の窓口はどうなるのか。事務受託法人への委託はどこで行うのか。

(事務局)

- ・更新申請の調査についても定期的に第三者のチェックを入りたいので、一部については、事務受託法人への委託を考えている。それから新規申請については、基準に反しない限り、これまでどおり居宅や施設また新たに地域包括支援センターの方が代行申請ができ、受付窓口についてもこれまでどおり福祉健康センターと本庁で行う。また、認定調査の割りふりについても、これまでどおりこちらで行うことになる。

(委員)

- ・新たに介護サービスを利用したいときは、地域包括支援センターではなく、直接、福祉サービス公社へ依頼するということか。

(事務局)

- ・認定調査の業務内容について変更があったということであり、申請や市民の窓口については従来どおりである。現在のお年寄り介護相談センターの役割を地域包括支援センターが行うと考えていただきたい。

(委員)

- ・窓口が増えることで市民は混乱すると思うので、情報提供をわかりやすくしてほしい。

(事務局)

- ・パンフレットを通じて、きちんとわかりやすく説明していく。

(委員)

- ・認定審査委員をしているのでよくわかるが、市の調査と違い、民間のケアマネジャーの調査は、介護度が上がる様な表現がされていると強く感じる。一定の物差しを持ったところで調査を行うことで公平性を確保できると感じる。それから、審査会でも認知症に関しては考慮されているが、調査員によってポイントにばらつきがあり、一つのところで行うことで統一的な調査ができるので、非常にいいことだと考えている。

(会長)

- ・他にご意見がないようなので、要介護認定調査に関する事務を行う指定市町村事務受託法人を財団法人金沢市福祉サービス公社に委託することに異議はないか。

(異議なし)

(会長)

- ・今日の結果を金沢市が作成する意見書に添付資料として使用することについても異議はないか。

(異議なし)

- (5) 苦情等専門部会による苦情等の処理要綱等の改正について及びその他の事項の苦情等専門部会からの報告について(資料5)

……………介護保険課から説明及び

苦情等専門部会の部会長から補足説明

(会長)

- ・意見もないようなので、ただいまの説明のとおり改正することに異議はないか。

(異議なし)

- (6) 第3期介護保険料について(資料6)

……………介護保険課から説明

(委員)

- ・内容に入る前に手続きの問題で、前回は議会との関係で説明、提案が見送られ、後に資料の送付を受けた。今回はその他で報告事項となっている。運営協議会で一度も議事としてあがらないまま、説明だけを受けて委員としては認めざるを得ない状況になっている。保険料という大事な問題を協議の場に議事として出さずに結論を出していいものか非常に疑問がある。この点について説明を受けたい。

(事務局)

- ・保険料の段階設定また基準額に対する割合の方向性については、介護保険運営協議会のワーキングで2回にわたりご議論、ご意見をいただいております。今回のご事情についても前回の運営協議会の中で説明をしてきた。また、議会の議員の方と同様のかたちで情報が同じ日にお手元に届くように配慮してきた。手続き的には

難しいところがあり、また次の3年後はどのようにするのかという問題がある。例えば同日開催ができないか検討していきたい。

(委員)

- ・経過はよくわかっている。形式上、事後承認になるとしても報告ではなくやはり議題である。やむを得ない状況があり、事後的に議論して承認をするかたちを取れば済むことであり、3年後ではなく、いま議題として繰り上げる。記録としては、そのように変えて残すべきである。

(事務局)

- ・大変申し訳なく、そのような扱いとしていきたい。

(会長)

- ・ただ今のように、報告事項ではなく議案の6として審議して、決定する方向でよいか。その上で、ご意見ご質問をお願いします。

(委員)

- ・所得の低い方への配慮で、利用限度額越えの方への助成は新しい制度であり、ケアマネジャーや事業者が活用できるように市としてもサポートしてほしい。それから、激変緩和措置を具体的に説明してほしい。

(事務局)

- ・例えば、新しい第3段階の方が第5段階にあがると、基準額に対する割合が0.7から1.25まであがる。この基準額に対する割合を3年目の20年度に1.25になるように、18年度は0.88、19年度は1.06と段階的に上げていく。パターンはたくさんあるが、考え方は同じである。

(委員)

- ・その激変緩和措置は、申請によるのか、それとも被保険者の年収により自動的になるのか。

(事務局)

- ・申請の必要はない。

(委員)

- ・申請が必要ないのはどれか。それから要望として、市民の皆さんが利用できるようにきちんと情報を伝えてほしい。もう一点、施設等基盤整備数が「床」になっているが、今は個室化、ユニットケアと中味が変わってきているので、定員など表記の仕方を工夫してほしい。

(事務局)

- ・ (1)、(2)、(5) については申請の必要はない。整備数の表記については、検討する。

(会長)

- ・他にご意見がないようなので、追加しました(6)第3期介護保険料については原案のとおり承認することに異議はないか。

(異議なし)

4. 閉 会

(会長)

- ・他に意見がないようなので、以上で閉会とする。長時間にわたり、様々な意見をいただいたことに感謝する。